

# 小中学校校務環境フルクラウド化 構築委託業務公募型プロポーザル実施要領

茅ヶ崎市（以下、「本市」という。）では、データセンターを更新するにあたり、小中学校校務環境フルクラウド化構築委託事業者及び運用開始後のサービス提供事業者選定のため、次のとおりプロポーザルを実施する。

## 1. 趣旨

本市では、長年にわたり教育行政ネットワーク及び校務用システムの基盤としてデータセンターを運用してきたが、当該設備・機器の更改時期を控えており、文部科学省が示す「GIGAスクール構想」の動向や社会変化に対応したクラウド型の校務環境への移行が必要である。

現在はデータセンター内にファイルサーバやユーザー管理、メール等の校務に必要な機能が集中しており、ネットワークを学習系と分離することでセキュリティを確保している。校務支援システムは令和6年（2024年）度よりクラウド環境での運用を開始しており、今回、残るデータセンターをクラウド化するとともに、ゼロトラストによるセキュリティ対策を施すことで、本市の校務環境はフルクラウド環境となり、強固なセキュリティを維持しつつ、教職員が場所を問わず安全に校務を行える環境（ロケーションフリーな環境の実現）を整備し、働く場所の固定化や、情報共有の煩雑さなど様々な課題を解消し、教職員の働き方改革を推進する。

本業務の選定にあたっては、価格のみで判断せず、安全性、操作性、導入後の保守・運用支援体制等の観点から総合的に評価し、本市にとって最良のシステムを選定するために実施する公募型プロポーザルについて必要な事項を定めるものである。

## 2. 事業の概要

### （1）事業内容の概要

別紙「小中学校校務環境フルクラウド化構築委託業務公募型プロポーザル仕様書」のとおりに

### （2）契約期間

#### ア 小中学校校務環境フルクラウド化構築委託業務

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

#### イ クラウド環境サービス利用契約（利用想定期間）

令和9年（2027年）4月1日から令和14年（2032年）3月31日まで（60か月）まで

※本契約期間の受託者による実績が良好である場合、年度ごとに随意契約を締結予定である。

ウ 構築完了と検収の取扱い

受託者は、令和9年（2027年）3月31日までにすべての構築及び導入テストを完了させ、本市に完了報告書を提出すること。本市は、令和9年（2027年）4月1日以降、速やかに内容の検査（検収）を行い、合格をもって構築業務の完了とする。構築費の請求は、当該検査合格後に行うものとする。

(3) 予算上限額

ア 予算上限額及び費用の支払い

本プロポーザルにおける予算上限額は、次のとおりとする。

なお、この金額は本業務を遂行する上での総額の上限を示すものであり、予定価格や契約金額とするものではない。

395,612,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）

イ 本業務は債務負担行為を活用した事業であり、各年度の上限額及び支払い時期は以下のとおりとする。（単位：円／消費税を含む。）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
構築費 (一括)	0	88,572,000	0	0	0	0
運用・ 利用料	0	61,408,000	61,408,000	61,408,000	61,408,000	61,408,000

※構築費の支払い：令和8年（2026年）度中に構築作業を完了させるものとするが、検収（検査）及び支払いは、令和9年（2027年）4月以降に行うものとする。また、同時期に調達実施予定の「令和8年度茅ヶ崎市立学校校務用端末等賃貸借及び保守業務」で利用予定のofficeライセンスについては、初期ライセンス料として本業務の構築費に含めるものとする。

※利用料の支払い：令和9年（2027年）4月1日の運用開始日以降、月額後払いにて支払うものとする。

### 3. プロポーザル参加資格要件

- (1) 本市の業務委託の一般委託の競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 指名停止若しくは指名保留を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (6) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年3月24日条例第5号）第2条第2号から第5号の規定に該当しないこと。
- (7) 納付すべき国税及び地方税について滞納していないこと。
- (8) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」「ISO/IEC27001」（ISMS）の認証を取得していること。
- (9) 業務メンバーにゼロトラストネットワーク構築に関する業務実績を持つものを含めること。
- (10) 令和7年（2025年）度を含む過去5年以内に市区町村教育委員会におけるゼロトラストネットワーク構築業務の元請履行実績を有すること。

### 4. 実施スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。

項目	日程		
実施要領等の公開	2026年	4月	10日（金）
参加表明書の提出期限			24日（金）
質問書の提出期限（参加者→市）			24日（金）
質問書の回答期限（市→参加者）	2026年	5月	1日（金）
提案書・見積書の提出期限			8日（金）
選定結果通知予定日			20日（水）
契約予定日	2026年	6月	上旬

## 5. 各項目の事務手続き

### (1) 事務の受付及び実施

- ア プロポーザルに係るすべての事務及び受付を事務局で行う。
- イ 受付時間は開庁日の月曜日から金曜日午前9時から正午、午後1時から午後5時までとする。
- ウ プロポーザル内容等事前説明会については行わない。

### (2) 事務局

担当課 教育委員会 学校教育指導課  
担当 今井、行川、佐藤  
郵便番号 253-8686  
住所 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 分庁舎3階  
電話番号 0467-81-7224  
メールアドレス kyoushidou@city.chigasaki.kanagawa.jp

### (3) 参加表明書の提出

- 提出期限 令和8年(2026年)4月24日(金)午後5時(必着)
- 提出先 事務局
- 提出方法 持込又は郵送(「特定記録郵便」、「簡易書留」、「一般書留」に限る)のいずれかの方法による。持込の場合は、前日午後3時まで事務局へ連絡し、時間の調整を行うこと。郵送の場合は、発送後に電話又は電子メールにて、事務局に連絡すること。

### 提出書類

種類	必要部数
参加表明書(様式第1号)	原本1部
会社概要書(様式第2号)	原本1部及び写し9部
会社案内のパンフレット等	原本1部及び写し9部
「JIS Q 27001」または「ISO/IEC27001」(ISMS)の認証の証書(必須) 「ISO/IEC 27017(クラウドセキュリティ認証)」(任意)	写し1部
納税証明書(提出から起算して、前3か月以	原本1部

内に発行された最新年度又は直近の事業年度のもの)	
業務責任者及び担当者届出書(様式第3号)	原本1部

※ 提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可

(4) 質問の受付及び回答の実施

仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。

提出期限 令和8年(2026年)4月24日(金)午後5時(必着)

提出先 事務局

提出方法 電子メール

※送達確認のため事務局へ連絡を入れること。質問書を添付ファイルとし、ファイルサイズは3MB以下で送信すること。

提出書類 質問書(様式第4号)

回答期限 令和8年(2026年)5月1日(金)午後5時

回答方法 茅ヶ崎市ホームページにて掲載する。

なお、回答に対する再質問は受け付けない。

(5) 提案書の提出

提案書を次のとおり提出すること。

提出期限 令和8年(2026年)5月8日(金)午後3時(必着)

提出先 事務局

提出方法 持込又は郵送(「特定記録」、「簡易書留」、「一般書留」に限る)

のいずれかの方法による。持込の場合は、前日午後3時までに事務局へ連絡し、時間の調整を行うこと。郵送の場合は、発送後に電話又は電子メールにて、事務局に連絡すること。

提出書類

種類	必要部数
提案書(様式第6号)	原本1部及び写し9部
小中学校校務環境フルクラウド化構築委託業務提案書	原本1部及び写し9部
見積書(様式第7号)及び見積内訳	原本1部及び写し9部

書（様式第8号）	
----------	--

※ A4両面表紙・目次含め40ページ以内とすること。

（A3折り込み可。ただし、A3両面の場合は4ページ換算とする。）

※ 提出書類は写し含め、モノクロ・カラーどちらでも可

## （6）選定結果の通知

選定結果については次のとおり通知する。

通知日 令和8年（2026年）5月20日（水）

通知方法 様式第9号により通知

## 6. 事業者の選定

### （1）選定方法

ア 評価者が、提案書等について審査を行い、優先交渉権者を選定する。

イ 提案書の提出があった者が1者のみである場合においても、本プロポーザルを実施するものとする。この場合、選考会議において評価を行い、

評価合計点が満点の70%以上に達している場合に限り、優先交渉権者として選定する。

### （2）審査方法

ア 評価者による提案書等の審査結果に基づく評価点より決定する。

イ 評価については「小中学校校務環境フルクラウド化公募型プロポーザル審査要領」に基づく。

ウ 提出された書類に虚偽の記載があると判断された場合は失格とする。

## 7. プロポーザルの提案内容

本プロポーザルにおいて求める提案内容は次の（1）～（7）のとおりとする。提案書作成にあたっては別紙「小中学校校務環境フルクラウド化構築委託業務公募型プロポーザル仕様書」に留意して提案をすること。業務委託提案書は、A4版両面で表紙及び目次を含め、40ページ以内とし、フォントサイズは10.5ポイント以上とする。A3は折り込み可であるが、A3両面の場合は4ページ換算とする。

- (1) 基本事項
  - ア 基本的な考え方
  - イ 実施体制
  - ウ スケジュール
- (2) システム・ネットワーク構成
  - ア 基本設定・機能
  - イ システム・ネットワークセキュリティ
  - ウ 既存システム継続利用への対応
- (3) ユーザー利用環境の利便性とセキュリティ
  - ア ユーザー利用に関する基本的な考え方
  - イ ユーザーの利用環境とセキュリティ
  - ウ 管理者（教育委員会）の具体的な利用環境とセキュリティ
- (4) 設定変更等
  - ア 設定変更作業
  - イ データ移行手法と整合性確認方法
  - ウ 調達時期の異なる端末（令和4年度導入端末（顔認証不可）、令和8年度導入予定端末（顔認証可））が混在する中での認証・管理方針
- (5) 運用保守・サポート体制
  - ア 運用保守に関する基本的な考え方
  - イ 年次更新時の教職員の負担を最小限にするための対応
  - ウ 監視、システム障害、端末紛失等対応体制
  - エ 教職員及び教育委員会管理者向け研修
- (6) システムの拡張性・長期利用・更新時及び運用終了時の対応方針
  - ア システムの拡張性について
  - イ 長期利用・更新時の対応方針
  - ウ 運用終了時の方針
- (7) その他
  - ア 仕様書に記載された事項以外で、本市課題に適合した有益な提案がなされているか（「教職員の働き方の改善に資する独自の提案」や「本事業の費用対効果を高めるための提案など」

※各項目の提案にあたっては、可能な限り図解、操作画面キャプチャ、具体的な工程スケジュール等を用い、専門知識を有さない者でも実現性が判断できるよう記載すること。

## 8. 見積書

- (1) 見積書については、見積書（様式第7号）、見積内訳書（様式第8号）に様式指定の項目を記載すること。
- (2) 追加費用が発生する可能性のある旨の前提条件は原則認めない。
- (3) 見積金額が想定期間の金額合計を超えた提案者は失格とする。

## 9. 事業者の決定

- (1) 評価点の最も高い者を、小中学校校務環境フルクラウド化構築委託契約及びクラウド環境サービス利用契約に係る優先交渉権者として協議に入る。
- (2) 最高評価点と同点の場合、見積額が低い事業者を優先交渉権者と決定する。  
なお、見積額も同額の場合、事務局評価点が高い事業者を優先交渉権者と決定する。
- (3) 優先交渉権者との協議の中、やむを得ない理由等により業務委託及びサービス提供を行えない場合は、次点者を優先交渉権者として繰り上げ、協議を行う。
- (4) プロポーザル参加者は、評価者評価点が配点の70%以上であることを優先交渉権者の条件とする。
- (5) 優先交渉権は、選定結果通知書（様式第9号）の通知により効力を発生させる。
- (6) 選定結果は、本市ホームページ上に公表する。

## 10. 契約について

- (1) 優先交渉権者との協議の後、小中学校校務環境フルクラウド化構築委託契約及びクラウド環境サービス利用契約に関わる契約を本市と締結するものとする。
- (2) 仕様等については、本市と優先交渉権者と協議の上で決定する。

## 11. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (2) 本業務の実施にあたって、提出資料に記入した配置予定技術者を原則として変更することはできない。ただし、病欠、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、市の承諾を得たうえ、同等以上の技術者と

変更できるものとする。

- (3) 参加表明書等及び提案書等の提出書類に不備のあった者、又は提出期限に遅れた者、本実施要領の「2 事業の概要」の「(3) 予算上限額」を超える提案をした者は失格とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 業務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。
- (6) 本市が提供若しくは貸与した資料等は本プロポーザル以外に使用することはできない。
- (7) 提案書の提出は1者につき1案とする。
- (8) 審査に対する問い合わせについては、選定結果通知書を発送した日の翌日から7日の間（開庁日の午前9時から午後5時まで、但し土日及び正午から午後1時までを除く）に書面でのみ応じ、内容は自社の得点のみとする。
- (9) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (10) 提案された書類すべての著作権（著作権法第27条及び第28条を含む）は本市に帰属する。
- (11) 参加表明書を提出した後、参加を取り下げの場合は、辞退届を任意書式で提出するものとする。
- (12) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (13) 本業務のうち、令和9年（2027年）度以降のサービス利用料については、地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為として予算措置を行う。

以 上